

○東京農業大学第三高等学校附属中学校学則

制定 平成 21 年 4 月 1 日
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（平成 19 年法律第 96 号）に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、東京農業大学第三高等学校附属中学校と称する。

(位置)

第 3 条 本校の位置は、埼玉県東松山市大字松山 1400—1 に置く。

第 2 章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第 4 条 本校の学級編成及び収容定員は、次のとおりとする。

学級編成 各学年 2 学級 1 学級 35 名

収容定員 210 名（男、女）

第 3 章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第 5 条 修業年限は、3 年とする。

(学年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

(1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

(2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

(3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 学校法人の創立記念日 3 月 6 日

(4) 本校の創立記念日 2 月 12 日

(5) 埼玉県民の日 11 月 14 日

(6) 春季休業日 4 月 1 日から 4 月 5 日まで

(7) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

(8) 冬季休業日 12 月 25 日から 1 月 7 日まで

(9) 学年末休業日 3 月 23 日から 3 月 31 日まで

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学、休学等

(入学資格)

第9条 本校第1学年に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学及び編入学資格)

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、校長が別に定める要件を満たしていると認められる者とする。

- 2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考の上、校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は保護者において、速やかに誓約書その他本校所定の書類に入学金を添え、提出しなければならない。

- 2 前項に規定する手続きが所定の期日までに行われないときは、校長は入学の許可を取り消すことができる。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 生徒が病気その他の理由により退学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、校長はその理由により許可することができる。

(欠席、休学及び復学)

第17条 生徒が欠席するときは、保護者は、その理由を明記し、届け出なければならない。

- 2 生徒が病気その他やむを得ない理由のため、1ヵ月以上出席できないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え願い出て、校長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第18条 校長は、生徒が伝染病にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第19条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引き休みを願い出たときは、これを許可することができる。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業

(教育課程)

第20条 本校の教育課程は、中学校学習指導要領に基づき編成し、その教科及び時数は、別表のとおりとする。

(学習評価)

第21条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第22条 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者に対して、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第23条 校長は、生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

第6章 保護者

(保護者)

第24条 保護者は、親権者又は成人の親族等で独立の生計を営む者とする。

2 保護者は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(保護者の異動)

第25条 保護者が転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変更があった場合には、すみやかに届け出なければならない。

2 前項の変更が死亡、失そう又は禁治産の宣告若しくは破産等に係るものであるときは、あらためて、保護者を定めなければならない。

第7章 教職員

(教職員)

第26条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 教頭 1人
- (3) 教諭 6人以上
- (4) 養護教諭 1人
- (5) 司書教諭 1人
- (6) 事務職員 1人以上
- (7) 学校医 1人
- (8) 学校歯科医 1人
- (9) 学校薬剤師 1人

2 前項に規定する教職員のほか、必要に応じ副校長を置くことができる。

3 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

- 4 副校長は、校長の命を受け、校務を掌理し、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長に事故あるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。
- 6 教頭は、校長又は副校長を補佐し、校務を整理するとともに、必要に応じて生徒の教育を掌る。
- 7 第1項第1号、第2号及び第2項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 授業料、入学金及び入学検定料等

(授業料、入学金及び入学検定料等)

第27条 本校の授業料、入学金及び入学検定料等は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------|---------|----------|
| (1) 授業料 | 各学年次 年額 | 372,000円 |
| (2) 入学金 | | 250,000円 |
| (3) 施設設備資金 | 各学年次 年額 | 80,000円 |
| (4) 実験・教材費 | 各学年次 年額 | 112,000円 |
| (5) 維持費 | 各学年次 年額 | 60,000円 |
| (6) 入学検定料(出願2回まで) | | 20,000円 |
| (7) 追加検定料(出願3回目以降) | | 5,000円 |
| (8) 在籍料 | 休学期間 月額 | 10,000円 |
- 2 授業料は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。
 - 3 休学したときは、休学期間中の授業料、施設設備資金、実験・教材費及び維持費を免除する。ただし、月の途中において休学または復学する場合は、その月の授業料、施設設備資金、実験・教材費及び維持費を納入しなければならない。
 - 4 休学により授業料等が免除となる期間は、在籍料を納入する。
 - 5 一度納入した授業料、入学金及び入学検定料等は、原則としてこれを返還しない。ただし、休学により返還金が生じた場合及び特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、授業料及び実験・教材費等の全部又は一部を返還することができる。
 - 6 校長は、正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を4カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることができる。
 - 7 退学または転学したときは、その日の属する月の翌月以降分の授業料を返還する。
 - 8 休学による学費の返還に必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(褒賞)

第28条 校長は、成績、性行ともに優れ、他の模範となる者及び皆勤者等を褒賞することができる。

(懲戒)

第29条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為があつたときは、懲戒処分を行う。

- 2 前項の懲戒は、訓告及び退学とし、校長が行う。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 雜則

(委任)

第30条 この学則に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 21 年度及び平成 22 年度の収容定員については、次のとおりとする。

年度	1年生	2年生	3年生	計
平成 21 年度	90 名	0 名	0 名	90 名
平成 22 年度	90 名	90 名	0 名	180 名

附 則

この学則は、平成 23 年 6 月 22 日から施行し、遡って平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条の規程にかかわらず、平成 29 年度及び平成 30 年度の収容定員については、次のとおりとする。

年度	1年生	2年生	3年生	計
平成 29 年度	70 名	90 名	90 名	250 名
平成 30 年度	70 名	70 名	90 名	230 名

3 第 26 条の規程にかかわらず、平成 29 年度の教諭については 8 人以上、平成 30 年度の教諭については 7 人以上とする。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和元年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 教育課程（平成29年度以降入学生用）

区分		中学校							
		1年		2年		3年		合計	
教科	科目	標準時数	授業時数	標準時数	授業時数	標準時数	授業時数	標準時数	授業時数
国語	国語	140	175	140	175	105	175	385	525
社会	社会	105	105	105	105	140	140	350	350
数学	数学	140	210	105	210	140	210	385	630
理科	理科	105	140	140	140	140	140	385	420
音楽		45	45	35	35	35	35	115	115
美術		45	45	35	35	35	35	115	115
保健体育		105	105	105	105	105	105	315	315
技術・家庭		70	70	70	70	35	35	175	175
外国語	英語	140	210	140	210	140	210	420	630
特別の教科 道徳		35	35	35	35	35	35	105	105
特別活動		35	35	35	35	35	35	105	105
総合的な学習の時間		50	70	70	70	70	70	190	210
総授業時数		1015	1245	1015	1225	1015	1225	3045	3695